

令和6年4月30日

各位

公益社団法人 北海道観光振興機構  
会長 小金澤 健司  
(公印省略)

「令和6年度 誘客促進強化事業（台湾市場）」  
の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解とご協力を賜り心より感謝申し上げます。  
当機構では、標記事業に係る委託業務について、下記のとおり業務受託者選定のため、  
企画提案を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

記

- 1 委託事業名 令和6年度 誘客促進強化事業（台湾市場）
- 2 業務委託期間 契約締結日～令和7年2月28日（金）
- 3 主な業務委託内容
  - (1) 「2024 台北国際旅行博（ITF2024）」出展に係る運営業務
  - (2) 「10周年記念タッチザジャパン・スペシャル（TTJS）」出展に係る運営業務
  - (3) トップインフルエンサーの招請
  - (4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
- 4 事業費 11,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- 5 今後のスケジュール（予定）

4月30日（火）	公示・観光機構HPに掲載
5月7日（火）	企画提案参加表明
5月21日（火）	企画提案の受付・受領
5月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月上旬	契約締結・業務開始
- 6 その他
  - (1) 事業内容に関する質問は、参加表明締切より3営業日（5月10日（金））後の15時までメールでのみ受け付けます。本事業に関する事業説明会は、実施いたしません。
  - (2) 参加表明事業者に共通した企画提案に必要な質問及び回答内容は当機構で取りまとめ、全ての参加表明事業者へ一斉メールでお知らせします。

お問合せ：公益社団法人 北海道観光振興機構  
事業企画本部・プロモーション部  
担当：坂口・長野  
TEL：011-231-0941  
E-Mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)  
[h\\_nagano@visithkd.or.jp](mailto:h_nagano@visithkd.or.jp)

# 「令和6年度 誘客促進強化事業（台湾市場）」

## に係る企画提案募集要領（指示書）

### 1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大前において、台湾からの観光客は外国人来道者数の約2割を占めていた。日本政府観光局（JNTO）が発表した訪日外客統計によると、2023年の訪日台湾人客数は420万2,400人で、コロナ禍前の8～9割まで回復してきている。北海道へのインバウンド誘客を拡大するために、リピーター率、訪日意欲が高い台湾市場に向けたプロモーションが重要と考える。

本事業は、道内観光関係者と連携し、2024年7月12日（金）～7月15日（月）に台北市で開催されます“10周年記念タッチザジャパン・スペシャル（TTJS）”、2024年11月1日（金）～11月4日（月）に開催されます台湾最大の国際旅行博“2024台北国際旅行博（ITF2024）”へ出展し、北海道の魅力ある観光資源をPRすることで、北海道への誘客拡大につなげる。

また、インフルエンサー招請を実施し、道央圏以外の道内地方部の魅力ある観光資源や、新しい観光情報を発信することで、北海道への再訪意欲を喚起させ、リピーターの拡大に伴うオフピーク期と道内地方部への誘客促進を図ることを目的とする。

### 2. 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり、民間企業等に委託して実施。

### 3. 企画提案応募条件等

単体企業等又は複数企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、単体企業等及びコンソーシアムの構成員は、次のいずれにも該当すること。

- (1) 道内に本・支店等を有する次のいずれかの者であること。ただし、コンソーシアムの場合、構成員のうち一者以上が道内に本・支店等を有する場合は可とする。（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書を提出する事）
  - ① 民間企業
  - ② 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
  - ③ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (2) 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

### 4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

11,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

委託期間：契約締結の日～令和7年2月28日（金）

(1) 業務スケジュール：

4月30日（火）	公示・観光機構 HP に掲載
5月7日（火）	企画提案参加表明
5月21日（火）	企画提案の受付・受領
5月下旬	企画提案の審査、委託事業者決定
6月上旬	契約締結・業務開始

※日程については変更になることがありますので、その都度ご確認ください。

(2) 業務完了日

令和7年2月28日（金）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(3) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から60日以内に支払いを受けるものとする。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 「2024 台北国際旅行博（ITF2024）」出展に係る運營業務

① 開催日程について

ア) ITF2024 開催期間：2024年11月1日（金）～11月4日（月）

開催場所：台北市・南港展覽館1号館1F・4F

イ) 商談会開催日時：2024年10月31日（木） 13:30～16:30

場所：富邦国際会議センター

② 出展料について

「2024 台北国際旅行博（ITF2024）」への出展料、併催商談会への参加費の支出については、観光機構より出展事務局へ直接支出するため、本業務には含めないこと。

③ ブース設営及び撤収について

ブースについては、土間渡し6小間（1小間：W3,000×D3,000×H2,500mm）を申込済み、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

※土間渡しは、備品等一切含まれておりません。ブースの詳細については、別添「2024 台北国際旅行博出展募集要項」をご確認ください。

※ブース形状は未定。

ア) 造作、装飾

来場者へ北海道の魅力を効果的に訴求できる内容とし、会場全体からも北海道ブースが目立つような仕掛けを取り入れ、集客を図ると共に、来場者の来道意欲を喚起するための企画・設計をすること。コンセプト、デザイン、レイアウトなどについて、具体的に提案すること。

なお、ブースデザインは、共同出展者の地域を配慮し、観光機構と協議のうえ最終決定とする。

イ) アドベンチャートラベル（AT）の魅力をPRするコーナーの設置について

北海道の多様な AT の魅力を訴求できるデザインとし、必要となる自治体及び観光協会、体験施設等のパンフレットについては、直接依頼、集約、発送し、ブースに配置すること。

ウ) 追加備品

- ・追加で必要な備品にかかる一切の手配、支払いなどを実施し、費用は本事業に含めること。
- ・モニター等を設置することで、観光機構、共同出展者が提供するプロモーション映像を放映すること。
- ・来場者からの質問、相談に対応する際、その場で情報確認、検索などが出来るよう、パソコンまたはタブレットを 2 台以上用意し、インターネット接続環境を整えること。
- ・ハイカウンターとハイチェアを手配、設置すること。

エ) 配布資料、ノベルティ

委託事業者が共同出展者や、観光資料・ノベルティを提供いただける団体より PR 資料を集約し、配送手配や、会場への発送、ブースでの配布など一切の作業を実施すること。

配送に係る費用についての上限は 60 万円程度とし、見積りに含めること。

オ) ブース内に可能な限りストックスペースを設けること。(施錠可能であることが望ましい)

カ) 出展者用パスについて

出展者用パスについては、出展料に含まれる基本枚数以外については、必要な枚数を手配すること。手配に要する経費は、本事業に含めること。

※共同出展者の入場パスについては、1 団体で 1 名分を本事業で用意すること。

④ ブース運営について

ア) スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人員を 1 名以上配置すること。また、通訳者について、来道経験者、且つ北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。配置する通訳者の人数については、提案により示すこと。

イ) SNS フォロワー獲得

観光機構が運営している中国語繁体字 Facebook や、Instagram アカウントについて、来場者へ周知し、フォロワーを獲得する施策を提案すること。

ウ) 北海道ブース内にてアトラクションや、プロモーションの実施

- ・北海道ブース内には、アトラクションスペースを設置し、来場者を惹きつけ、且つ来道意欲を喚起することを目的としたアトラクションを実施すること。内容については、提案により示すこと。
- ・司会者の選定及び手配を行うこと。  
司会者の選定にあたっては、日本語と中国語が堪能で北海道について一定の知識を持ち、会場を盛り上げることができる人物が望ましい。
- ・下記 (3) で招聘したインフルエンサーを起用し、プロモーションを実施すること。
- ・共同出展者による PR タイムを設けること。
- ・北海道ブース内で実施するアトラクションなどのイベントを会場内で告知すること。告知方法については、提案により示すこと。

エ) 会場内メインステージや、日本ゾーン内ステージにおいての北海道PRの企画及び運営を行うこと。内容について、提案により示すこと。

オ) アンケートの実施

アドベンチャートラベルに対する関心度や、今後の観光プロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対して、アンケート調査を実施すること。アンケート手法については、提案により示すこととし、アンケート調査項目については、観光機構と協議のうえ、決定すること。集計結果については、分析等を行い、日本語で報告書にまとめること。

⑤ 併催商談会への参加

2024 台北国際旅行博（ITF2024）の前日に開催される、日本観光振興協会が主催する商談会へ参加する。商談内容に応じて、受託事業者が資料の作成、準備を行う。また、ビジネスレベルの通訳者を1名手配すること。

⑥ 出展対応事務局運営について

出展対応事務局を設置し、決定した共同出展者の情報等を取りまとめ、共同出展に必要な調整を行うこと。また、旅行博に係る現地情報や、旅行博運営事務局から提供される情報やサービスなど、旅行博出展に向けて有益となる情報を集約し、適宜情報を提供するほか、当日の運営について共同出展者が理解できるよう、出展マニュアルを作成、提供すること。尚、共同出展者からの要望に応じて専任の通訳を手配すること。（共同出展者の旅費は参加者個人負担とする。専任通訳の手配料については、共同出展者へ直接請求すること。）

(2) 「10周年記念タッチザジャパン・スペシャル（TTJS）」出展に係る運營業務

① 開催日程について

ア) 開催時期：2024年7月12日（金）～7月15日（月） 10：00～18：00

イ) 開催場所：台北世界貿易センター1号館

② 出展料について

観光機構より出展事務局へ直接支出するため、本業務には含めないこと。

③ ブース設営、装飾、運営及び撤収について

ア) ブースについては、シェルブース1小間（W3,000×D3,000×H2,500mm）を確保しており、出展にあたり必要となる一切の設営及び撤収作業を実施すること。

※シェルブースは、パラペット出展者名看板、スポットライト2個、ハーフカウンターテーブル1、パイプ椅子2、電源1、床パンチカーペットが標準装備されている。

イ) 造作、装飾及び追加備品について

・ブースの造作は特に不要。

装飾に必要な物品（掲示用ポスターや、バックパネル幕（サイズはW2,900×H2,400mm、仕様：防炎トロマット））は、観光機構より提供する。

・標準装備以外の追加備品は特に不要。

ウ) 配布資料、ノベルティ

配布資料の集約、会場への発送、ブースでの配布等一切の作業を実施すること。観光機構で制作した繫体字パンフレット、観光マップ、ノベルティなどの提供は可能

であるが、その他共同出展者や、必要となる自治体及び観光協会、観光施設等のパンフレットについては、直接依頼、集約し発送すること。

配送に係る費用についての上限は30万円程度とし、見積に含めること。

#### エ) スタッフの配置

ブース運営にあたっては、北海道観光における全道的な知見や深い知識を有する人員1名以上を配置すること。また、現地通訳について、2名以上配置し、北海道の観光情報に精通した人員が望ましい。

#### オ) SNS フォロワー獲得

観光機構が運営している中国語繁体字 Facebook や、Instagram アカウントについて、来場者へ周知し、フォロワーを獲得する施策を提案すること。

#### カ) アンケートの実施

今後の観光プロモーションに活用可能な情報を収集するため、来場者に対して、アンケート調査を実施すること。アンケート手法については、提案により示すこととし、アンケート調査項目については、観光機構と協議のうえ、決定すること。集計結果については、分析等を行い、日本語で報告書にまとめること。

### (3) トップインフルエンサーの招請

#### ① 招請対象：

- ・2名以上とする。
- ・インフルエンサーの選定においては、受託事業者が候補者を提案し、観光機構と協議のうえ、決定すること。
- ・提案したインフルエンサーについて、フォロワー数、記事の平均リーチ数、エンゲージメント数、動画再生数などを明記すること。また、インフルエンサー選定のプロセスとその考え方について、簡潔明瞭に記載すること。

#### ② 招請回数、時期：

- ・1回以上、北海道滞在が4泊5日以上とすること。
- ・時期について、提案により示すこと。

#### ③ 招請コースの企画、運営、調整、手配について

- ・取材エリア：道央圏以外の道内地方部
- ・招請コースについて、できるだけ具体的に提案すること。「知られざる自然・アウトドア」、「本物の体験」、「温泉でのリラックスなどの癒し」、「北海道のブランド食材を使用した健康的な食とお酒」、「ナイトタイムエコノミー」などの高付加価値な観光コンテンツを組み合わせたものとする。
- ・招請コースについて、最終的に観光機構と協議のうえ、決定する。観光機構が指定する視察先がある場合は、優先して訪問すること。
- ・視察する施設や、地域関係者などとの必要な調整、連携を行うこと。
- ・招請スケジュールは余裕をもって作成し、最良な状況を取材できるよう、できる限り調整すること。
- ・招請に係る航空券、宿泊、食事、交通手段、海外保険、添乗員などの一切の手配をすること。

④ 発信について

- ・ 配信方法や、回数、ボリューム、発信内容等について、可能な限り明確に提案すること。
- ・ 記事配信のリーチ数や PV 数、動画配信の再生数などの成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。

(4) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。

(5) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。

- ① 事業効果及び当該事業の有効性を測る事業指標または成果指標を設定し、それぞれの目標値（KPI）を示すこと。
- ② 令和 6 年度事業の実績、効果測定、分析を行い、次年度の取組の指針となるよう報告書を作成し、データ及び紙媒体（A4版）2部を提出すること。様式の規格はA4版/両面、100ページ以内とする。

8. 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに、会社名（コンソーシアムの場合は、代表者及び構成員）、代表者名、担当者部署及び役職、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）等必要事項をメールにて、参加表明すること。

(1) 表明期限：令和 6 年 5 月 7 日（火） 午後 3 時

(2) 表明先：札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階  
公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部  
担当：坂口・長野

E-mail：[e\\_sakaguchi@visithkd.or.jp](mailto:e_sakaguchi@visithkd.or.jp)

[h\\_nagano@visithkd.or.jp](mailto:h_nagano@visithkd.or.jp)

(3) 表明方法：Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9. 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項を A 4 サイズ 1 枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) これまでの事業実績

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、台湾での観光プロモーション、海外旅行博の出展実績について、過去 2 年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の 1 部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること。

協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること。

※観光機構スタッフの旅費は積算に含まない。

#### 10. 企画提案書作成上の留意点

(1)様式の規格は A4 版／両面、50 ページ以内とする。

ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページ A3 用紙を折り込むことは可とする。

(2)企画提案は 1 社 1 提案とする。

(3)企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4)提出された企画提案書は返却しない。

#### 11. 企画提案書の提出

(1)提出部数 6 部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの 1 部、記載しないもの 5 部）

(2)提出場所 札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 緑苑ビル 1 階

公益社団法人北海道観光振興機構 事業企画本部・プロモーション部

担当：坂口 宛

(3)提出期限 令和 6 年 5 月 21 日（火） **午後 3 時 ※時間厳守**

(4)提出方法 提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX やメールでの提出は不可。

#### 12. 企画提案に関するヒアリング

(1)提出された企画提案についてヒアリング審査を行う。

(2)企画提案を提出する事業者が 4 社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位 3 社をヒアリングの対象とする。

(3)ヒアリング日時及び場所は、別途連絡するものとする。

(4)ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(5)ヒアリング時の追加資料の配布については認めない。

(6)ヒアリング会場に入ることが出来るのは、3 名までとする。

#### 13. 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

(1)業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2)企画提案の目的適合性

市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。

(3)実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。

(4)経済合理性

費用対効果が高い提案となっているか。

#### 14. 業務上の留意事項

(1)業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、観光機構と受託者が協議して決定する。

(2)観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な

範囲で提供する。

- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

#### 15. 再委託について

- (1) 再委託の予定（下記②の業務に限る）がある場合は、再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。なお、再委託を行う際には、予め当機構の承諾を得る必要があるので留意すること。

※当機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における②を言う。

- ① 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
- ② 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務・・・再委託に際し、当機構の承諾を要する。
- ③ 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）・・・再委託に際し、当機構の承諾を要さない。

#### 16. その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

## コンソーシアム協定書

## (目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和6年度 誘客促進強化事業（台湾市場）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

## (名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和6年度 誘客促進強化事業（台湾市場）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

## (構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

- (1) \_\_\_\_\_
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) \_\_\_\_\_

## (幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は \_\_\_\_\_ とする。  
2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

## (代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

## (構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

## (分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

---

---

---

---

---

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

## (運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

## (業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

## (業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

